

統計法の概要

平成30年6月14日

厚生労働省老健局・保険局

I. 統計法の概要

(1) 目的

公的統計が国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報であることにかんがみ、公的統計の作成及び提供に関し基本となる事項を定めることにより、公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の確保を図り、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与

(2) 主な内容

<①公的統計の体系的整備>

- ・重要なものとして総務大臣が指定した統計を基幹統計として位置づけ
- ・公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、公的統計の整備に関する基本的な計画を閣議によって決定(おおむね5年ごとに変更) 等

<②統計データの利用促進と秘密の保護>

- ・委託に応じ作成した統計の提供や、匿名データ(調査票情報を特定の個人又は法人その他の団体の識別ができないように加工したもの)の提供に関する規定を整備することにより、学術研究等の需要に対応(提供の対価として手数料を徴収)
- ・公的統計の作成に用いられた調査票情報等について、適正管理義務や守秘義務、目的外利用の禁止などの規定を整備。 等

<③統計委員会の設置>

基本計画案など、法律の定める事項について専門的かつ中立公正な調査審議を行う統計委員会総務省(平成28年に内閣府から移管)に設置することにより、公的統計の総合的かつ体系的な整備を推進

<④罰則等>

秘密漏えい等に関する罰則等

II. 統計データの活用に関する経緯

＜旧統計法＞（～平成19年）

統計調査で集められた調査票は、基本的には調査実施者の行政施策のための統計の作成のみに利用。
例外的に、調査実施者以外の行政機関等が総務大臣の承認を得た場合にのみ、目的外の利用が可能。

＜新統計法の制定＞（平成19年）

「統計法制度に関する研究会報告書」（平成18年6月）の内容等を踏まえ、平成19年に統計法を全部改正。統計調査によって得られた情報の有効活用を図る観点から、下表の3類型に応じた規律（利用目的の公益性の確保、適切な利用確保のための罰則等）を設け、統計の研究や教育など公益に資するために使用される場合に限り、二次的に利用することを可能とした。

＜統計法の一部改正＞（平成30年）

近年のデータ処理・分析能力の高度化や、客観的な証拠に基づく政策立案・学術研究の必要性の高まり等に対応し、統計調査への国民の信頼を損なわないように留意しつつ、調査票情報の更なる有効活用を図る観点から統計法の一部を改正。調査票情報の提供対象として、学術研究の発展に資する統計の作成等を行う者が追加された。

＜参考：現行の統計法における提供3類型の根拠、提供対象、利用目的＞ ※詳細は次ページ以降参照。
また、平成30年の制度改正の内容については6ページ以降参照。

類型	根拠	提供対象	提供可能な利用
① 調査票情報の提供	第33条	(1) 公的機関 (2) 公的機関からの委託等により調査研究を行う者等	(1) 統計の作成、統計的研究、調査名簿の作成 (2) 統計の作成、統計的研究
② オーダーメード集計	第34条	一般 ※学術研究や高等教育の発展に資すると認められる場合などに限定	統計の作成、統計的研究
③ 匿名データの提供	第36条	一般 ※学術研究、高等教育や国際経済社会の発展に資すると認められる場合などに限定	統計の作成、統計的研究

統計法の提供形態①

形態	調査票情報の提供	オーダーメイド集計	匿名データの提供
概要	調査実施者である行政機関・届出独立行政法人等が必要な範囲において調査票情報を提供するもの	調査票情報を活用して、調査実施者が申出者からの委託を受け、そのオーダーに基づき新たな統計を集計・作成、提供するもの	調査票情報について、特定の個人又は法人その他の団体の識別ができないように加工した匿名データを利用申出者に対して提供するもの ※基幹統計調査に係る匿名データを作成する際には統計委員会からの意見聴取が必要【35条2項】
根拠	統計法第33条	統計法第34条	統計法第36条
提供対象	(1) 公的機関(行政機関等その他これに準ずる者) 【33条1号】 (2) 公的機関からの委託等により調査研究を行う者等 【33条2号】	一般の者 ※学術研究や高等教育の発展に資すると認められる場合などに限定 【34条・省令10条】	一般の者 ※学術研究、高等教育や国際経済社会の発展に資すると認められる場合などに限定 【36条・省令15条】

統計法の提供形態②

形態	調査票情報の提供	オーダーメイド集計	匿名データの提供
利用目的	(1)の者 ・統計の作成 ・統計的研究 ・統計を作成するための調査に係る名簿の作成 (2)の者 ・委託された調査研究に係る統計の作成、統計的研究 ・実施の費用が公的機関の公募で補助される調査研究に係る統計の作成、統計的研究 ・行政機関又は地方公共団体が政策の企画、立案、実施又は評価に有用と認める統計の作成、統計的研究	・統計の作成 ・統計的研究	・統計の作成 ・統計的研究
成果の公表	・成果の公表【ガイドライン】	・利用実績報告書の公表【省令14条】	・利用実績報告書の公表【省令19条】
利用者の義務	・適正な管理【42条1項】 ・守秘義務【43条1項】 ・目的外利用の禁止【43条2項】 ・調査実施者への成果提出【ガイドライン】	・目的外利用の禁止【省令13条2項】 ・利用実績報告書の提出【省令13条1項】 ・研究成果等の公表【ガイドライン】	・適正な管理【42条1項】 ・目的外利用の禁止【43条2項】 ・利用実績報告書の提出【省令18条】 ・研究成果等の公表【ガイドライン】

統計法の提供形態③

形態	調査票情報の提供	オーダーメイド集計	匿名データの提供
不適切事案対応	<ul style="list-style-type: none"> ・2年以下の懲役又は100万円以下の罰金(43条1項に基づく守秘義務違反)【57条】 ・1年以下の懲役又は50万円以下の罰金(被提供者が、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供又は盗用)【59条2項】 ・二次的利用サービスの提供等の全府省における一定期間の一斉停止等【ガイドライン】 	<ul style="list-style-type: none"> ・目的外利用の中止の要請【ガイドライン】 ・二次的利用サービスの提供等の全府省における一定期間の一斉停止等【ガイドライン】 	<ul style="list-style-type: none"> ・50万円以下の罰金(被提供者が、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供又は盗用)【61条3号】 ・利用の取消、匿名データの返却、複写データの削除を要請【ガイドライン】 ・二次的利用サービスの提供等の全府省における一定期間の一斉停止等【ガイドライン】
手数料	無し	作業1時間当たり5,900円 +媒体、郵送料【政令】	申出1件につき1,850円 +匿名データ1ファイルにつき8,500円 +媒体、郵送料【政令】

統計法（平成19年法律第53号）抄

（調査票情報の提供）※2～4項新設

第三十三条 行政機関の長又は指定独立行政法人等は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める行為を行う場合には、総務省令で定めるところにより、これらの者からの求めに応じ、その行った統計調査に係る調査票情報をこれらの者に提供することができる。

- 一 行政機関等その他これに準ずる者として総務省令で定める者 統計の作成等又は統計調査その他の統計を作成するための調査に係る名簿の作成
 - 二 前号に掲げる者が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等として総務省令で定めるものを行う者 当該総務省令で定める統計の作成等
- 2 行政機関の長又は指定独立行政法人等は、前項（第一号を除く。以下この項及び次項において同じ。）の規定により調査票情報を提供したときは、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。
- 一 前項の規定により調査票情報の提供を受けた者の氏名又は名称
 - 二 前項の規定により提供した調査票情報に係る統計調査の名称
 - 三 前二号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項
- 3 第一項の規定により調査票情報の提供を受けた者は、当該調査票情報を利用して統計の作成等を行ったときは、総務省令で定めるところにより、遅滞なく、作成した統計又は行った統計的研究の成果を当該調査票情報を提供した行政機関の長又は指定独立行政法人等に提出しなければならない。
- 4 行政機関の長又は指定独立行政法人等は、前項の規定により統計又は統計的研究の成果が提出されたときは、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。
- 一 第二項第一号及び第二号に掲げる事項
 - 二 前項の規定により提出された統計若しくは統計的研究の成果又はその概要
 - 三 前二号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項

※新設

第三十三条の二 行政機関の長又は指定独立行政法人等は、前条第一項に定めるもののほか、総務省令で定めるところにより、一般からの求めに応じ、その行った統計調査に係る調査票情報を学術研究の発展に資する統計の作成等その他の行政機関の長又は指定独立行政法人等が行った統計調査に係る調査票情報の提供を受けて行うことについて相当の公益性を有する統計の作成等として総務省令で定めるものを行う者に提供することができる。

- 2 前条第二項及び第四項の規定は前項の規定により調査票情報を提供した行政機関の長又は指定独立行政法人等について、同条第三項の規定は前項の規定により調査票情報の提供を受けた者について、それぞれ準用する。この場合において、同条第二項中「前項（第一号を除く。以下この項及び次項において同じ。）」とあり、同項第一号及び第二号中「前項」とあり、並びに同条第三項中「第一項」とあるのは、「次条第一項」と読み替えるものとする。

参照条文（統計法）②

（委託による統計の作成等） ※2・3項新設

第三十四条 行政機関の長又は指定独立行政法人等は、その業務の遂行に支障のない範囲内において、総務省令で定めるところにより、一般からの委託に応じ、その行った統計調査に係る調査票情報を利用して、学術研究の発展に資する統計の作成等その他の行政機関の長又は指定独立行政法人等が行った統計調査に係る調査票情報を利用して行うことについて相当の公益性を有する統計の作成等として総務省令で定めるものを行うことができる。

2 行政機関の長又は指定独立行政法人等は、前項の規定により統計の作成等を行うこととしたときは、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

- 一 前項の規定により統計の作成等の委託をした者の氏名又は名称
- 二 前項の規定により統計の作成等に利用する調査票情報に係る統計調査の名称
- 三 前二号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項

3 行政機関の長又は指定独立行政法人等は、第一項の規定により統計の作成等を行ったときは、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

- 一 前項第一号及び第二号に掲げる事項
- 二 第一項の規定により作成した統計若しくは行った統計的研究の成果又はその概要
- 三 前二号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項

（匿名データの作成）

第三十五条 行政機関の長又は指定独立行政法人等は、その行った統計調査に係る調査票情報を加工して、匿名データを作成することができる。
2 行政機関の長は、前項の規定により基幹統計調査に係る匿名データを作成しようとするときは、あらかじめ、統計委員会の意見を聴かなければならない。

（匿名データの提供）※2項新設

第三十六条 行政機関の長又は指定独立行政法人等は、総務省令で定めるところにより、一般からの求めに応じ、前条第一項の規定により作成した匿名データを学術研究の発展に資する統計の作成等その他の匿名データの提供を受けて行うことについて相当の公益性を有する統計の作成等として総務省令で定めるものを行う者に提供することができる。
2 第三十三条第二項及び第四項の規定は前項の規定により匿名データを提供した行政機関の長又は指定独立行政法人等について、同条第三項の規定は前項の規定により匿名データの提供を受けた者について、それぞれ準用する。この場合において、同条第二項中「前項（第一号を除く。以下この項及び次項において同じ。）」とあり、同項第一号及び第二号中「前項」とあり、並びに同条第三項中「第一項」とあるのは「第三十六条第一項」と、同条第二項及び第三項中「調査票情報」とあるのは「匿名データ」と読み替えるものとする。

参照条文（統計法）④

（手数料）

第三十八条 第三十三条の二第一項の規定により行政機関の長が行った統計調査に係る調査票情報の提供を受ける者、第三十四条第一項の規定により行政機関の長に委託をする者又は第三十六条第一項の規定により行政機関の長が作成した匿名データの提供を受ける者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国（独立行政法人統計センターが第三十三条の二第一項、第三十四条第一項又は第三十六条第一項の規定に基づき行政機関の長が行う事務の全部を行う場合にあっては、独立行政法人統計センター）に納めなければならない。

2 前項の規定により独立行政法人統計センターに納められた手数料は、独立行政法人統計センターの収入とする。

3・4（略）

（調査票情報等の提供を受けた者による適正な管理）

第四十二条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める情報を適正に管理するために必要な措置として総務省令で定めるものを講じなければならない。

一 第三十三条第一項又は第三十三条の二第一項の規定により調査票情報の提供を受けた者 当該調査票情報

二 第三十六条第一項の規定により匿名データの提供を受けた者 当該匿名データ

2 前項の規定は、同項各号に掲げる者から当該各号に定める情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務を受託した者について準用する。

（調査票情報の提供を受けた者の守秘義務等）

第四十三条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。

一 前条第一項第一号に掲げる者であって、同号に定める調査票情報の取扱いに従事する者又は従事していた者 当該調査票情報を取り扱う業務

二 前条第一項第一号に掲げる者から同号に定める調査票情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者又は従事していた者 当該委託に係る業務

2 第三十三条第一項若しくは第三十三条の二第一項の規定により調査票情報の提供を受けた者若しくは第三十六条第一項の規定により匿名データの提供を受けた者又はこれらの者から当該調査票情報若しくは当該匿名データの取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者若しくは従事していた者は、当該調査票情報又は当該匿名データをその提供を受けた目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

第七章 罰則

第五十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一・二（略）

三 第四十三条第一項の規定に違反して、その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者

2 前項第一号の罪の未遂は、罰する。

第五十九条 第四十一条各号に掲げる者が、その取り扱う同条各号に規定する情報を自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 第四十三条第一項各号に掲げる者が、その取扱い又は利用に係る調査票情報を自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときも前項と同様とする。

第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一・二（略）

三 第三十六条第一項の規定により匿名データの提供を受けた者又は当該匿名データの取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者若しくは従事していた者で、当該匿名データを自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用した者